

## 【紹介】

大谷恭子氏は、社会派の弁護士としての弁護活動に基づき、社会的に重要な様々な提言を行っている。たとえば、大谷氏は、障害者と健常者が共生する社会の実現の必要性について、法律家の立場から活発な提言活動を行っている。今後急速に進む高齢化社会では、障害を抱えて生きていくこと、或いは障害のある人と共に生きていくことが、すべての人にとって大きなテーマとなっていく。しかし戦後日本の教育、特に1960年代以降の高度経済成長期以降の日本の学校・社会は、障害者を分離する分離教育を推し進め、「人と共に生きる」ことよりも「人に関心をはらわず自分のことだけを考えて生きる」ことを重視してきた。国際障害者年以降、多くの障害のある子どもたちが地域の小中学校で生活するようになってきたものの、法的な環境整備は遅れている。欧米諸国や韓国などが法律を分離教育から「インクルーシブ教育」（分け隔てることなく、すべての子どもを包み込む教育、統合教育）へと内容を改めてきた中、日本は未だに分離教育に固執し続けているのである。また国際的にも我が国は、国連子どもの権利委員会からは二度にわたって統合教育をすすめるように勧告を受け、更に2007年12月、全ての人々が地域で生活し、教育を受けることを権利として認めた障害者権利条約を批准することを約して署名している。よって学校教育法を原則統合教育に改正するべきであると提言し、運動している。

## 【主著】

「セクシュアル・ハラスメントのない世界へ」（東京女性財団編、有斐閣）

「若い女性の法律ガイド」（共著、1998年、有斐閣）

「死刑事件弁護士」（1999年、悠々社）

「共生の法律学」（2000年、有斐閣）

## 【集会の趣旨】

国連障害者権利条約に署名した日本政府は、批准に向けた段階に入りました。批准にあたっては、条約の内容と矛盾しないように、国内法を整備する必要があります。教育については、障害者権利条約での基本的理念は、インクルーシブ教育（統合教育）です。しかし、現段階で文部科学省は、日本の「特別支援教育」は、子どもの適性に応じた教育であり、分離教育ではないと主張しています。外務省や他の省庁が、統合教育へと日本は舵を切るものと考えていた中、文科省は強く抵抗し、現行の「特別支援教育」が分離教育をいまだに固定化したままでありながら、条約に批准できると考えていることは重大問題です。

そんな中、条約への早期批准を国会に提起する動きが政府内で起こりました。早速、国連障害者権利条約特別委員会の日本政府団顧問であった東俊裕弁護士を始め、JDF（日本障害者フォーラム）加盟の障害者団体が各政党に働きかけたことにより、文科省が分離教育から統合教育へと舵を切らないまま、国会で条約への批准が決定されるという事態は何とか避けることができました。

今後どうなっていくか予断を許さない状況です。権利条約で謳われているインクルーシブ教育を日本で実現させる内容へと文科省が舵を切り、矛盾なく条約が批准されることとなるよう、働きかけを一層強めなければなりません。昨年、これまでインクルーシブ教育運動を行ってきた「障害児を普通学校へ連絡協議会」と全国の障害者団体等々が連帯し、「インクルネット」という連合体のネットワークが作られました。その後有志が広がり、全国各地で「障害者権利条約批准インクルーシブ教育推進ネットワーク集会」が開催されています。ここ九州でも、熊本において九州集会を開催し、熊本を中心としてインクルネット九州の運動を進めていくことになりました。今回、真の統合教育、インクルーシブ教育を実現するための全国的な運動の中心となってこられた大谷恭子弁護士にご講演をお願いいたしました。

どうぞ多くの皆様のご参加とご賛同をよろしくお願い致します。